

船舶事故等調査報告書

平成25年8月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013長第27号
事故等種類	衝突（シーアンカー）
発生日時	平成25年4月14日（日） 06時25分ごろ
発生場所	佐賀県唐津市馬渡島 ^{まだら} 北方沖 唐津市所在の肥前馬渡島灯台から真方位015°4.8海里付近 （概位 北緯33°38.5′ 東経129°47.3′）
事故等調査の経過	平成25年4月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ^{ドン} DONG HE 2（カンボジア王国籍）、1,234トン 8810566（IMO番号）、HK JUDONG SHIPPING LTD. B モーターボート ^{こくう} 悟空丸、4.9トン 290-61488佐賀、個人所有
乗組員等に関する情報	A 航海士A（インドネシア共和国籍）、免状不詳 B 船長B、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A なし B シーアンカーロープが切断
事故等の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか7人が乗り組み、航海士Aが船橋当直に就き、約8ノット（kn）の対地速力で西南西進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人2人を乗せ、船首からシーアンカーを投入して釣りをしながら漂泊中、平成25年4月14日06時25分ごろ、馬渡島北方沖において、A船とB船のシーアンカーとが衝突し、シーアンカーロープが切断された。 船長Bは、衝突の約25分前、東方にA船を視認したものの、A船が避けてくれるものと思い、船尾での釣りを続け、衝突直前までA船の接近に気付かなかった。 船長Bは、シーアンカーロープが絡まってB船が動けなくなったことから、118番通報した。 A船は、衝突に気付かずに航行を続けていたところ、海上保安部からの無線連絡を受けて本事故の発生を知り、事後措置に当たった。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約2m
その他の事項	民間会社が受信したAIS記録によれば、A船の平成25年4月14日06時24分53秒における対地針路は真方位243.8°、対地速力は8.4kn、船位は北緯33°38′31.0″、東経129°

	47' 19.8"であった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A 不明、B あり A 不明、B なし A 不明、B なし A船は、馬渡島北方沖を西南西進中、前路で漂流中のB船に接近する態勢で航行し、B船のシーアンカーと衝突したものと考えられるが、航海士Aから情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。 B船は、馬渡島北方沖で釣りをしながら漂流中、船長Bが、釣りに注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、B船のシーアンカーとA船とが衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、馬渡島北方沖において、A船が西南西進中、B船が釣りをしながら漂流中、A船とB船のシーアンカーとが衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・他船との通過距離を十分にとること。 ・漂流中でも、見張りを適切に行うこと。